

屋外広告物の設置者、管理者の皆様へ

(屋外広告物の安全点検について)

近年、全国で屋外広告物が落下・倒壊する事故が多発しております。

裾野市では、広告物の安全性の向上を図るため、広告物の許可更新時に実施していただいている安全点検の取扱いを、次のとおり変更します。

1 令和元年10月から、点検報告書の様式が変わります。[別添様式]

・点検の項目が、変更前の6項目から、17項目に増えます。

2 令和2年4月から、点検者の資格要件が厳しくなります。

(1) 堅ろうな広告物 (建築基準法による工作物の確認申請が必要な4m超の広告物) は、「屋外広告業者」や「屋外広告物講習会修了者」の資格では、点検ができなくなります。

点検者 (点検を行うことができる人)	現在	変更後	変更に伴う対応
屋外広告士	○	○	
広告美術仕上げ技能士等	○	○	
屋外広告業者	○	×	変更後の資格を有していない屋外広告業者の方が安全点検を行う場合は、屋外広告物点検技能講習を受講するなどの対応をお願いします。
【新規】 屋外広告物点検技能講習修了者	—	○	
屋外広告物講習会 修了者	○	×	資格を有する方に、安全点検を依頼するなどの対応をお願いします。
うち、一・二級建築士	○	○	

(2) その他の広告物は、これまでどおり、どなたでも点検できます。

屋外広告物点検技能講習とは

・ 屋外広告業の事業者団体が実施する広告物の点検に関する技能講習会です。

・ 受講資格：屋外広告業者であり、5年以上の工事経験年数があること

※ 詳しくは、(一社)日本屋外広告業団体連合会のホームページを御覧ください。

URL <http://www.nikkoren.or.jp/>

静岡県内での開催については、静岡県広告美術業協同組合にお問い合わせください。

Tel 054-283-3000、URL <https://shizukobi.com>

[問合せ先] 裾野市 建設部 まちづくり課 電話 055-995-1829